

学生懲戒手続規程改正について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2017年3月15日）

学生懲戒手続規程はどのような理由・経緯により全部改正されたのでしょうか。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/organization/other/revision/documents/h28/t103-28.pdf>

また、京都大学通則の一部改正中にある教育的措置とはどのようなものなのでしょうか。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/organization/other/revision/documents/h28/t102-28.pdf>

【回答】（回答日：2017年3月30日）

（教育推進・学生支援部厚生課）

懲戒の対象となる事実がある疑いが生じた場合における、調査委員会等の設置・調査、部局長から総長への懲戒処分案の上申など、これまで懲戒処分を行う際に行われてきた実際の流れを明文化しようという理由によるものです。

学生に関する規程ですので、研究科長部会、教育研究評議会、役員会の議を経て改正しました。

また、一部改正された京都大学通則中にある教育的措置ですが、こちらは改正された通則に記載のありますとおり、当該学生が所属する学部長等が行う嚴重注意などを指しています。